

県立学校の施設、設備の貸与に関する事務取扱要領

宮城県第二工業高等学校

(趣旨)

第1 この要領は、県立学校の管理に関する規則第33条に基づく学校の施設、設備の貸与に関する事務の適正かつ効率的な処理を図るとともに、その透明性を確保することを目的として必要な事項を定める。

(利用許可等事務)

第2 この要領で定める学校の施設、設備（以下「学校施設等」という。）の貸与に関する事務は当該学校の校長が行う。

(利用団体及び利用制限)

第3 学校施設等を利用できるのは、代表者を成人とする2人以上の団体等で、次の要件を満たす公共性のある団体とする。

- (1) 主に宮城県内に在住、在勤又は在学するもので構成された団体
- (2) 指導総括を行う成人の代表者（責任者）がいる団体
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われ、定期的に活動を行っている団体

2 前項に規定する団体は、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育及びその他公共のために利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する利用の場合は、その利用を制限する。

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年12月24日宮城県条例第67号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）の利益となる利用
- (2) 政治的活動のための利用
- (3) 宗教的活動のための利用
- (4) 専ら営利を目的とする利用
- (5) 公安、風俗その他公共の福祉に反する利用
- (6) 近隣又は他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある利用
- (7) 危険又はき損のおそれがある利用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、校長が学校の管理に支障があると判断した利用

(利用申請及び貸与)

第4 学校施設等の利用を希望する団体の代表者（以下「利用申請者」という。）は、事前に学校へ連絡の上、学校教育上支障のない日時等を確認し、利用希望日等を予約する。

2 利用申請者は、予約した利用希望日等について、「学校施設利用申請書（様式1）」又は学校が指定するオンラインによる申請（以下「申請書又はオンライン申請」という。）に必要な事項を記入又は入力の上、利用希望日の10日前までに校長へ提出又は送信しなければならない。

3 校長は、前項の申請書又はオンライン申請を確認の上、学校教育上支障がなく、利用目的等も適

切な場合には申請のあった学校施設等を貸与することができる。

- 4 校長は、学校施設等を貸与する場合は「学校施設貸与通知書（様式2）」、貸与しない場合は「学校施設不貸与通知書（様式3）」を交付する。

（利用団体の遵守事項）

第5 学校施設等を利用する団体の代表者及び団体員（以下「利用者」という。）は、次の各号を遵守すること。

- （1） 活動が正常かつ円滑に行われるよう危険防止及び施設、設備の管理にあたること。
- （2） 貸与を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を申出、指示を受けること。また、貸与申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨申し出ること。
- （3） 貸与を受けた学校施設等を利用目的以外に使用しないこと。
- （4） 貸与を受けた学校施設等を愛護して使用し、利用時間内に整理復元すること。
- （5） 貸与を受けた学校施設等以外の施設、設備を使用しないこと。
- （6） 許可を受けないで火気を使用しないこと。また、学校敷地内において喫煙しないこと。
- （7） 飲酒や酒気を帯びて使用しないこと。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、校長が指示した事項。

（利用取消）

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

- （1） 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） 前条各号が遵守されないとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、校長が学校の管理に支障があると判断したとき。

（利用団体の責務と損害賠償）

第7 利用者の責に帰すべき事由により生じた事故については、当該利用者が責任を負わなければならない。

- 2 利用にあたり、天災その他不可抗力により生じた損害、事故及び盗難等により生じた損害、その他学校又は県の責によらない損害について、学校又は県は一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、故意又は過失により学校の施設をき損し又は滅失したときは、速やかに「学校施設き損・滅失及び措置状況届（様式4）」により届け出るとともに、原形に復し又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。